

# 国家公務員の再任用の現状

平成13年度から導入されている現行の再任用制度は、令和5年度から始まる定年の段階的な引上げに伴って、令和4年度末をもって廃止となります。代わって、定年の段階的な引上げ期間中は、定年年齢から65歳までの間について再任用を行うことができるよう、現行の再任用制度と同様の仕組みとして、暫定再任用制度が措置（令和5年度から同13年度まで）されることとなります。

本稿では、人事院が毎年度、各府省から報告を受けてきた現行の再任用の実施状況等に関する報告に基づき、国家公務員の雇用と年金の接続のため定年退職者等で希望する者を再任用するものとする閣議決定以降の給与法適用職員の再任用に関する状況の推移について分析し、高齢層職員の能力及び経験の本格的な活用に向けた課題について考察します。

給与局生涯設計課

## 一 一般職国家公務員（給与法適用職員）の再任用の状況

### (1) 定年退職者（特例定年退職者を含む。）の再任用希望状況

前年度定年退職者の再任用希望状況等は表1のとおりです。令和2年度定年退職者のうち再任用を希望した者の割合は六九・六％と七割近くなっています。

平成二四年度定年退職者のうち再任用を希望した者の割合は四九・〇％となっており、前述の最新値と比較すると、前年度定年退職者における再任用希望者の割合は二〇・六ポイントの増加となっています。

### (2) 再任用職員数

令和三年度の再任用職員数は、給与法適用職員全体で一六、八四五人と令和二年度に比べて七・四％増加し、閣議決定（平成二五年三月二六日「国家公務員の雇用と年金の接続について」）に基づく義務的再任用が始まる前の平成二五年度に再任用された職員の数（六、八六四人）と比べると約二・五倍に増加しています（図1）。

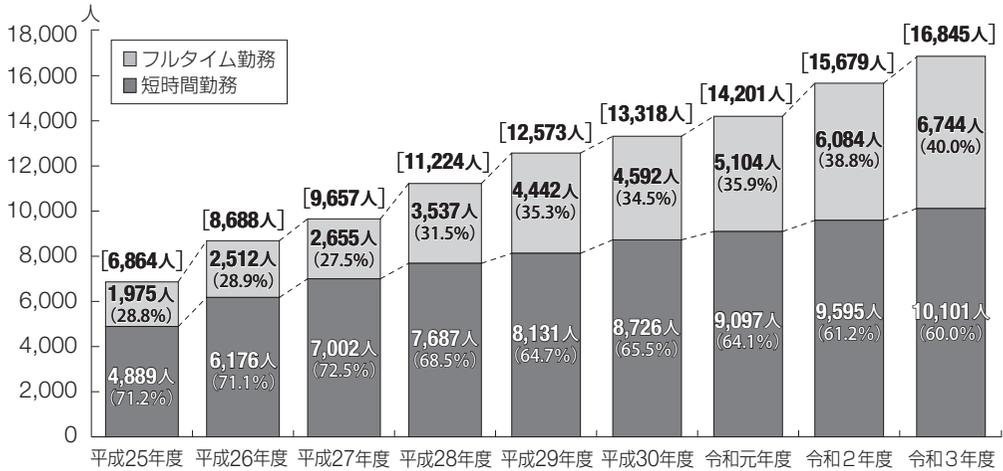
表1 前年度定年退職者（特例定年退職者を含む。）の新規再任用の希望状況等【給与法適用職員】

(単位：人)

	平成25年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度定年退職者数 (A)	3,717	4,400	4,867	5,380	5,230
新規再任用希望者数 (B)	1,820	2,944	3,194	3,633	3,641
新規再任用希望率 $\langle B/A \rangle$	49.0%	66.9%	65.6%	67.5%	69.6%
新規再任用職員数 (C)	1,734	2,940	3,198	3,655	3,640
前年度定年退職者に対する新規再任用職員の割合 $\langle C/A \rangle$	46.7%	66.8%	65.7%	67.9%	69.6%

- (注) 1. 「新規再任用希望者数」とは、前年度の定年退職者のうち新規の再任用を希望した者の人数をいう。  
 2. 「新規再任用職員数」とは、前年度の定年退職者（行政執行法人等を定年退職した者も含む。）のうち新規に再任用された職員の人数をいう。

図1 再任用職員数の推移【給与法適用職員】



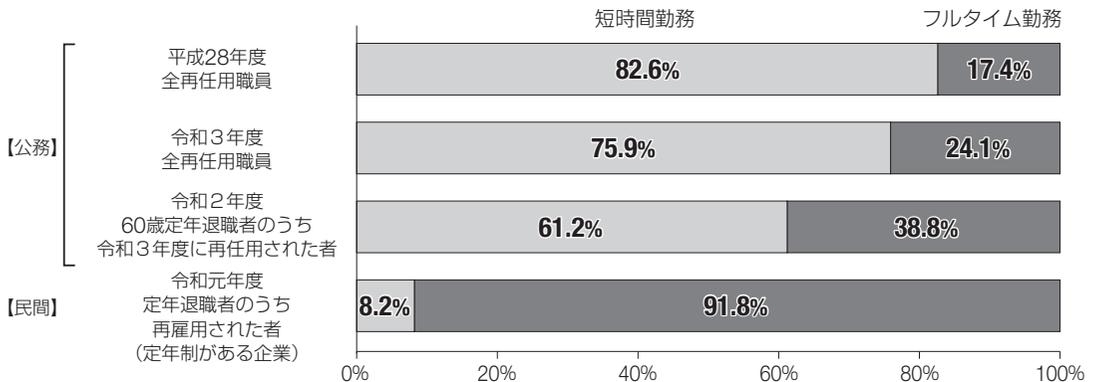
(3) 勤務形態及び勤務時間

令和三年度の全再任用職員のうちフルタイム勤務者の割合は四〇・〇％、短時間勤務者の割合は六〇・〇％となっています。平成二五年度においては、全再任用職員のうちフルタイム勤務者は二八・八％、短時間勤務者は七一・二％でした。令和三年度においても、依然として再任用者の過半が短時間勤務となっていますが、平成二五年度と比べると、フルタイム勤務者の割合は一・二ポイント増加しています(図1)。

行政職俸給表(一)適用職員に限ってみると、令和三年度の全再任用職員の七五・九％が短時間勤務となっています。令和二年度に定年退職し令和三年度に再任用された者では、六一・二％が短時間勤務となっており、このうちの一三・五％の者が定員事情等により希望に反して短時間勤務となっています(図2及び図3)。

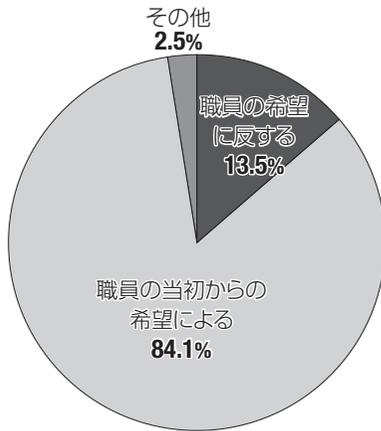
行政職俸給表(一)適用の短時間勤務職員の勤務時間についてみると、週四日勤務者の割合が、令和三年度は八四・七％(平成二五年度は四三・八％)となっています。最新値と平成二五年度の数値を比べると、短時間勤務者のうちフルタイム

図2 公務(行政職俸給表(一))と民間(事務・技術関係職種)の勤務形態の比較



(注) 民間は、令和2年「民間企業の勤務条件制度等調査」(人事院)より作成

図3 令和3年度 短時間勤務となった主な事情(新規のうち令和2年度に60歳で定年退職した者)【行政職俸給表(-)】



△に近い週四日勤務者が占める割合は約2倍となっています(表2)。

表2 週4日(週31時間)勤務の再任用職員数の推移(平成25年度、平成30年度～令和3年度)【行政職俸給表(-)】

(単位:人)

	平成25年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
新規再任用職員	393	1,121	1,193	1,609	1,537
	(40.5%)	(79.0%)	(77.3%)	(91.8%)	(93.4%)
再任用職員全体	1,270	4,222	4,685	5,892	6,379
	(43.8%)	(70.9%)	(72.0%)	(83.3%)	(84.7%)

(注) 括弧内の数値は、短時間勤務職員数に対する週4日(週31時間)勤務職員数の割合

(4) ポスト(職務の級)

令和3年度の行政職俸給表(-)適用職員が就いているポスト(職務の級)をみると、主任級(二級)又は係長級(三級)で再任用される者が六八・七%となっています。五年前の平成二八年度では、主任級又は係長級で再任用される者の割合は七四・八%となっており、主任級又は係長級で再任用される者が多数という状況が続いています。

また、行政職俸給表(-)適用職員として令和二年度に定年退職し、令和三年度に再任用された者について、退職時と再任用時の職務の級を比較すると、退職時より二級下位で再任用された者が四四・五%(五年度前の平成二八年度においては四三・二%)と最も多く、次いで三級下位二四・八%(同三三・九%)、一級下位二二・一%(同二三・四%)の順となっています。退職時と同一級又は上位の級で再任用された者は三・八%(同一・四%)でした。このように、退職前と比べて下位の職務の級で再任用された者が多数を占めています。

## 二 民間企業の再雇用の状況

人事院が令和二年に実施した「民間企業の勤務条件制度等調査」によると、定年制がある民間企業において、令和元年度中に定年退職し令和二年度に再雇用された者の九一・八%がフルタイム勤務となっています。

民間企業の再雇用制度ではフルタイム勤務者の割合が非常に高くなっています（図2）。

## 三 高齢層職員の能力及び経験の本格的な活用に向けて

令和三年六月、国家公務員の定年を段階的に六五歳まで引き上げること等を内容とする国家公務員法等一部改正法が成立し、令和五年四月一日から施行されることとなりました。これを受け、人事院では、本年二月に定年の段階的な引上げに伴う人事院規則の制定・改正等を行いました。令和五年度から定年が二年に一歳ずつ引き上がっていく、六〇歳を超えた職員が引き続き常勤職員として勤務することが可能となります。

一方で、定年の段階的な引上げ期間中は経過措置として、引上げ期間中の定年から六五歳までの間、再任用できるよう現行の

再任用制度と同様の仕組みとして、暫定再任用制度が措置されます。これにより、令和五年四月からは、定年後の再任用者は、暫定再任用制度による再任用者に移行します。

暫定再任用制度に関しても、「国家公務員の定年引上げに向けた取組指針」（令和四年三月二五日人事管理運営協議会決定）により、平成二五年三月の閣議決定に準じて、公的年金支給開始年齢に達するまで再任用希望者を原則としてフルタイム官職に再任用することとされています。しかしながら、一で紹介したように、現在の再任用制度の運用は、着実な改善傾向が見られるものの、依然として再任用職員の多くが短時間勤務となっています。

少子高齢化が急速に進展する中において、複雑・高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには、高齢層職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠です。人事院では、フルタイム再任用の拡大に資する取組を行うとともに、令和五年四月からの定年引上げに関する各府省向け制度説明会の実施や各府省へのQ&Aの提供など、円滑な新制度の施行のための取組を進めていきます。